

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース

2025/5/19 号 (No. 634)

=====

【ジェトロ北京事務所からのお知らせ】

「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈」は 2025 年 4 月 26 日より施行されました。これを踏まえ、ジェトロ北京事務所では、「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈」の日本語仮訳文を作成しました。ご関心のある方は、下記リンクよりご確認ください。

○最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈 日本語仮訳と原文

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/interpret.html>

◆お問い合わせ先

ジェトロ北京事務所 知的財産権部

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【ジェトロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェトロ・香港事務所では、1. 「知的財産権強国建設に向けた 2025 年の推進計画を公表」と、2. 「CNIPA など 6 機関、パテントプールの構築と運営に関するガイドラインを公表」と題する記事を作成しました。是非ご一読いただければ幸いです。

1. 本記事は、4 月 29 日に、国家知的財産権強国建設に関する省庁間合同会議弁公室が公表した「2025 年知的財産権強国建設推進計画」の概要について紹介するものとなります。

○【香港発中国創新 IP 情報】知的財産権強国建設に向けた 2025 年の推進計画を公表

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20250513.pdf

2. 本記事は、5 月 13 日に国家知識産権局（CNIPA）等が発表した「パテントプールの構築と運営に関するガイドライン」の概要について紹介するものとなります。

○【香港発中国創新 IP 情報】CNIPA など 6 機関、パテントプールの構築と運営に関するガイドラインを公表

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20250516.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェトロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

○ 法律・法規等

1. 安徽省、知的財産保護と活用を強化へ 条例案を公表し意見募集(中国保護知識産権網 2025 年 5 月 8 日)
2. 中国、特許審査基準改正へ AI 倫理や植物新品種を対象に保護強化(国家知識産権網 2025 年 5 月 8 日)
3. 民間企業の成長促進する新法可決 知財保護を強化(国家知識産権網 2025 年 5 月 7 日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局申局長が UAE 大使と北京で会談 知財協力で意見交換(国家知識産権網 2025 年 5 月 12 日)
2. 国家知識産権局、「ブルースカイ」行動で知財代理業界の管理強化を継続(国家知識産権網 2025 年 5 月 7 日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 京津冀地域、知的財産分野で協同発展へ 三年行動計画を発表(中国保護知識産権網 2025 年 5 月 9 日)
2. 北京、知財サービスのさらなる充実へ 新規 4 項目を追加し 37 項目に拡充(国家知識産権戦略網 2025 年 5 月 9 日)

【華東地域】

3. 長江デルタ地域、知的財産権の一体的保護を強化へ 三省一市が覚書を締結(江蘇省知識産権局公式サイト 2025 年 4 月 24 日)
4. 江蘇省、海外知財紛争対応の地方拠点が全国最多に 新たに 6 都市が指定 (江蘇省知識産権局公式サイト 2025 年 5 月 12 日)

【華南地域】

5. 深セン・福田に国家級知財保護センター設立へ ファッション産業に特化(国家知識産権網 2025 年 5 月 10 日)

【その他地域】

6. 貴州省、交通分野のデータ知財活用を推進 両機関が戦略協定を締結(国家知識産権網 2025 年 5 月 12 日)

○ 司法関連の動き

1. 北京知識産権法院、2024 年判例を発表 医薬・通信分野の画期的判断(国家知識産権網 2025 年 5 月 12 日)

2. 最高法院、植物新品種の知財保護を強化 勝訴率 90%、制度整備も進展(中国知識産権資訊網 2025 年 5 月 7 日)
3. 北京知財司法保護が強化 2024 年は懲罰的賠償適用が 76.9% (中国法院網 2025 年 4 月 27 日)
4. 最高人民法院、過去最高額の賠償命令 外国企業の品種権侵害を厳格保護(最高人民法院公式サイト 2025 年 4 月 27 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 2024 年、中国の税関が知財侵害品 8000 万点を差し止め 知財保護強化の姿勢を継続(海関総署公式サイト 2025 年 4 月 27 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 河北省、特許ナビゲーション成果を発表 産業発展の指針を提示(国家知識産権網 2025 年 5 月 6 日)
2. 中国、完全な AI 産業体系を形成 AI 特許出願件数が世界 1 位(中国政府網 2025 年 4 月 27 日)

○ 統計関連

1. 江蘇省、知的財産担保融資が好調 3 ヶ月で 886 社に 50 億元超(中国保護知識産権網 2025 年 5 月 8 日)

=====

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 安徽省、知的財産保護と活用を強化へ 条例案を公表し意見募集★★★

安徽省司法庁はこのほど、「安徽省知的財産権保護・促進条例（草案・意見募集稿）」を公表した。5 月 30 日まで一般からの意見・提案を募集している。

今回の草案では、政府および関連部門に対し、計画・誘導や政策支援を通じて、重要な基幹技術、独創的技術、先導的技術の研究開発を推進することを求めている。また、伝統産業・新興産業・将来産業といった分野における高付加価値特許の戦略的な配置を進める方針も示された。企業、大学、研究機関、医療機関などによる「イノベーション連携体」の結成も奨励されており、知的財産と科学技術イノベーションおよび産業発展との深い融合を目指している。

さらに草案では、知的財産権の保護強化、紛争解決の多元的な仕組みの整備、総合的な情報共有を担う公共サービスプラットフォームの構築についても言及されている。加えて、知的財産権管理部門に対し、人材育成や評価・インセンティブの仕組みを整備することが求められている。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 5 月 8 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/ah/202505/1991539.html>

★★★2. 中国、特許審査基準改正へ AI 倫理や植物新品種を対象に保護強化★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、「専利審査指南改正案（意見募集稿）」を公表し、広く意見を求めている。同局関係者によれば、今回の改正案は、新技術分野やビジネス形態に対応した特許審査基準の整備を目的としており、審査実務で早急な解決が求められ、かつ関係者間で合意が得られた事項を対象としている。

改正案では、実体審査部分において植物関連技術の知的財産権保護を強化するため、従来の「植物」の定義を削除し、新たに「植物品種」の定義を追加した。この定義は「中華人民共和国種子法」と整合しており、従来は品種権の対象とならなかった育種材料についても、特許権の取得が可能となる。

さらに、人工知能（AI）やビッグデータ分野に関連する新規定が設けられた。具体的には、AI やデータ活用技術に関する特許出願について、必要に応じて明細書の内容を詳細に審査する方針が明記された。また、出願書類に記載されたデータ収集、ラベル管理、規則設定、推薦判断などの内容が法律や社会倫理に反する場合、特許を付与しないことが規定されている。

特に注目されるのは、AI 技術の倫理的側面を考慮した審査基準の導入である。例えば「無人運転車両の緊急意思決定モデルの構築方法」を事例に挙げ、AI 技術の実施が倫理観念に反する場合、特許法第 5 条第 1 項の「社会倫理に反する発明」に該当し、特許が認められないことを明確にした。

加えて、AI アルゴリズムの「ブラックボックス」問題に対応するため、明細書には技術内容を十分に開示することを要求。アルゴリズムやモデルの詳細が不十分な場合、特許要件を満たさないと判断される。

(出典：国家知識産権網 2025 年 5 月 8 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/5/8/art_55_199542.html

★★★3. 民間企業の成長促進する新法可決 知財保護を強化★★★

中国の第 14 期全国人民代表大会常務委員会は 4 月 30 日、第 15 回会議において「中華人民共和国民間経済促進法」を可決した。同法は民間経済の発展を促進する初の基礎的法律であり、5 月 20 日から正式に施行される。

民間経済促進法は全 9 章 78 条から成り、第 33 条では知的財産保護に関する具体的な規定が明記されている。同法は、「国は民間経済組織およびその経営者による原始的イノベーションの保護を強化する。イノベーション成果の知的財産保護を強化し、知的財産侵害に対する懲罰的賠償制度を実施する。商標専用権、特許権、著作権の侵害および営業秘密の侵害、模倣混同行為などの違法行為を法に基づいて取り締まる」と、イノベーション成果の知的財産保護について明確に定めている。

さらに、同法は「知的財産保護のための地域・部門間協力を強化し、民間経済組織に対して知的財産迅速協調保護、多様な紛争解決、権利行使の支援、さらには海外知的財産権紛争への対応指導やリスク警告サービスを提供する」といった具体的な施策を法律として定めた。これにより、民間経済の

知的財産保護に関する政策が法的な裏付けを得た形となり、民間企業のイノベーション活力を高める姿勢が一層鮮明となった。

(出典：国家知識産権網 2025 年 5 月 7 日)

http://www.cnipa.gov.cn/art/2025/5/7/art_55_199507.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局申局長が UAE 大使と北京で会談 知財協力で意見交換★★★

5 月 7 日、中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長は北京で、アラブ首長国連邦（UAE）駐中国大使のフセイン・ハマディ氏一行と会談し、両国の知的財産分野における最新動向と二国間協力について意見交換を行った。

申局長は、中国と UAE は包括的戦略パートナーシップを結んでおり、経済・貿易協力のみならず人的交流も緊密であると強調した。また、昨年 5 月には両国首脳の立会いの下、知的財産分野における初の協力覚書が締結されており、同年 9 月の第 3 回「一帯一路」知的財産ハイレベル会合の場で実りある対話も行われたことに言及し、UAE との実務的な知財協力を推進し、経済・科学技術・文化などの分野における二国間交流に新たな活力を注ぎ込みたいとの意向を示した。

これに対しハマディ大使は、「両国首脳戦略的リーダーシップの下、UAE と中国の各分野での協力が重要な進展を遂げている」と評価した。さらに、UAE としては知的財産がイノベーション発展を支える重要な役割を強く認識しており、今後の二国間知財協力の一層の深化を通じ、相互利益とウィンウィンの実現を期待していると語った。

(出典：国家知識産権網 2025 年 5 月 12 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/5/12/art_53_199649.html

★★★2. 国家知識産権局、「ブルースカイ」行動で知財代理業界の管理強化を継続★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、公式ウェブサイトにおいて『『ブルースカイ』行動の深化と知的財産代理業界の総合的管理の強化に関する通知』を発表した。特許の有効活用や知的財産権保護を一層強化するため、今年も引き続き「ブルースカイ」特別行動を実施する方針を示した。

通知では、次の 4 つの重点項目を掲げている。(1)代理行為の規範化と業界秩序の維持、(2)供給と需要の両面からの取り組みによる代理品質の向上、(3)作業メカニズムの整備と監視体制の強化、(4)広報教育の充実による良好な環境の醸成——これらを通じて、代理業界の健全な発展を目指す具体的な施策を明示している。

地方の知的財産管理部門に対しては、部門横断的な連携メカニズムを強化し、関係機関との合同検査や合同法執行を実施するよう求めている。地域間協調監視体制の構築を推進し、情報共有や経験交流、相互評価を徹底することで、地域をまたぐ協力体制の整備や事件移送の円滑化を図る方針である。

さらに、知的財産権保護センターとの連携強化も重要視されており、代理機関の不正行為に関する情報を速やかに共有する体制を整えるよう指示している。特許の予備審査業務で発覚した違法・不適切な代理行為の情報を収集し、関係機関と協力して対処する枠組みを構築することを求めた。

CNIPA は今後も、地方の知的財産管理部門への指導を強化するとともに、地域間連携の監視体制や進展状況の共有、優れた事例の発表を通じて、代理業界の秩序ある発展を一層推進していく方針である。

(出典：国家知識産権網 2025 年 5 月 7 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/5/7/art_551_199506.html

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 京津冀地域、知的財産分野で協同発展へ 三年行動計画を発表★★★

5 月 8 日、北京、天津、河北が「国際経済貿易と知的財産協力発展」をテーマに交流会を開催し、「京津冀知的財産協同発展三年行動計画」を発表した。この計画は、知的財産分野における協同発展を推進するため、サービスの質向上、公共サービス供給の拡充、交流・協力プラットフォームの構築など 8 つの重点分野を軸に進められる方針である。

行動計画は、地域経済への貢献を重視し、三地域の知的財産サービス機関が精緻かつ専門的で、国際水準に匹敵するサービスを提供することを目指している。また、知財サービスを金融、情報、研究開発、デザイン、文化など他分野と融合させることで、新たな価値を創出し、標準化を通じてサービスの質をさらに向上させる施策も盛り込まれている。さらに、優秀な人材の育成にも重点を置き、三地域間で知財人材の育成と交流を積極的に推進することが計画されている。

京津冀知的財産発展連盟は、この行動計画の実施により、地域における知的財産の一体的発展に明確な方向性が示され、中小企業に新たな成長機会を提供するとともに、域内経済の質の高い発展に資する基盤が築かれるとの見方を示している。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 5 月 9 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/tj/202505/1991574.html>

★★★2. 北京、知財サービスのさらなる充実へ 新規 4 項目を追加し 37 項目に拡充★★★

北京市知識産権局はこのほど、「北京市知識産権局公共サービス事項リスト（第 2 版）」を公表した。同リストは、北京市が提供する知財関連の公共サービスを体系的に整理したもので、サービス内容の見直しや手続きガイドの充実を図るとともに、北京の特色を反映した新規項目を追加した。

特に、デジタル時代のニーズを反映した「データ知財登録」や、企業の海外展開を支援する「海外知財紛争対応指導」「海外知財公共サービス情報検索」、さらに資本市場進出を後押しする「企業上場の合法性・コンプライアンス情報審査」の 4 項目を新たに盛り込んだ。

改訂版では、知財関連サービスを「申請」「運用」「管理」「保護」「情報」の 5 分野に分類し、計 37 項目に拡充された。これにより、市場関係者や一般市民が知財業務を一元的に把握できる体制を整え、手続きの効率化を図る。

同局は今後、公共サービス体系のさらなる強化を通じ、ビジネス環境とイノベーション生態系の高度化を推進し、世界水準の「北京サービス」の確立を目指す方針である。

(出典：国家知識産権戦略網 2025 年 5 月 9 日)

<http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=56218>

【華東地域】

★★★3. 長江デルタ地域、知的財産権の一体的保護を強化へ 三省一市が覚書を締結★★★

安徽省滁州市で 4 月 23 日、長江デルタ地域での知的財産権一体化に関するテーマイベントが開催された。会場では、上海市・江蘇省・浙江省・安徽省の各知的財産主管部門が共同で、2024 年の知財発展・保護状況に関する白書および長江デルタ地域の代表的な事例を発表したほか、三省一市の知財保護センターが「長江デルタ地域における知的財産権の迅速協調保護に関する覚書」に署名した。

この覚書は、長江デルタ地域における迅速かつ連携した知財保護の体制づくりを目的としたものである。具体的には、迅速な予備審査の連携メカニズムの構築、共同による迅速な権利保護支援、専門的な情報分析・調査の実施、リソース共有体制の整備、広報・人材育成・実務研修の実施などを通じて、地域全体として連携した「知財迅速保護エコシステム」の形成を目指す。

今後、三省一市は「一体化」と「高品質」という二つのキーワードを軸に、域内の横断的な連携と資源共有を一層強化し、地域のイノベーション環境とビジネス環境の最適化を共同で推進していく方針である。

(出典：江蘇省知識産権局公式サイト 2025 年 4 月 24 日)

http://jsip.jiangsu.gov.cn/art/2025/4/24/art_75877_11551135.html

★★★4. 江蘇省、海外知財紛争対応の地方拠点が全国最多に 新たに 6 都市が指定 ★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、第 5 陣となる「海外知的財産権紛争対応指導地方センター」の設置を正式に承認し、江蘇省からは泰州、連雲港、塩城、淮安、鎮江、宿遷の 6 都市が新たに指定された。これにより、同省の地方センターは計 14 カ所となり、全国最多の体制を構築している。

江蘇省では近年、海外知財紛争への対応体制の強化を図っており、これまでに 12 の「対応支援ワークステーション」を設置し、企業に対して政策相談、個別案件の対応指導、専門家とのマッチングなどを一体的に提供する体制を整えてきた。さらに、ビッグデータや AI などの技術を活用し、主要貿易相手国における知財紛争の発生状況を常時モニタリングしている。また、海外知財リスクへの総合的な対応力の向上を狙い、年間 20 回以上の専門研修を実施し、延べ 1000 社以上の企業に対応している。

今後は、各地方センターの組織的・地域的な優位性を、企業の海外展開における集積効果や競争力へと転化させ、江蘇省の高度な対外開放の推進に寄与していく方針である。

(出典：江蘇省知識産権局公式サイト 2025 年 5 月 12 日)

http://jsip.jiangsu.gov.cn/art/2025/5/12/art_75875_11562329.html

【華南地域】

★★★5. 深セン・福田に国家級知財保護センター設立へ ファッション産業に特化★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、深セン市福田区における国家級知的財産権迅速権利保護センターの設置を承認した。これにより、ファッションデザイン産業を対象とした迅速な権利保護体制の構築が進められる見通しである。

福田区には 2000 社以上のファッションブランド企業が集積し、産業クラスターの規模は 1200 億元を超える。新設される権利保護センターでは、意匠を中心に「迅速な予備審査」「迅速な権利保護」「迅速な権利確定」を一体的に提供し、出願から権利取得までを「当シーズン中」に完了できる体制を整備する。

この取り組みにより、優れたデザイン人材が福田区に集まり、ファッション製品のデザイン力向上が期待されている。また、中小企業のイノベーションによる成長が促進され、地域経済の質の高い発展にも寄与することが見込まれる。

（出典：国家知識産権網 2025 年 5 月 10 日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/5/10/art_53_199592.html

【その他地域】

★★★6. 貴州省、交通分野のデータ知財活用を推進 両機関が戦略協定を締結★★★

貴州省知識産権局と省交通運輸庁はこのほど、データ知的財産権に関する戦略的協力協定を締結した。今後、交通業界におけるデータ資源ディレクトリの整備、公共データの運用、信頼できるデータ空間の構築、ならびにデータ知財の登録・活用・保護に共同で取り組み、交通分野におけるデータの価値を引き出し、データ知財を活用した交通運輸産業の高度化を図る。

今年 3 月には、両機関による合同調査チームが省内の主要交通企業 4 社を訪問した。情報化の進展状況、データの収集・分析・管理体制、人材育成、データ収益構造などを詳細に把握したうえで、関連政策の周知活動も行った。

その成果を踏まえ、2025 年に向けた「交通分野データ知的財産権推進作業計画」が共同で策定され、データの登録・権利確定、取引・流通、保護の実務などに焦点を当てた四半期ごとのタスク一覧の作成、部門横断型の合同会議、監督調査の仕組みなど具体的な施策が盛り込まれている。

今後は、両機関が連携して作業計画の各施策を着実に実行し、交通分野におけるデータ知的財産権活用の「モデル事例」となる 1～2 件のプロジェクト創出を目指す方針である。

（出典：国家知識産権網 2025 年 5 月 12 日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/5/12/art_57_199644.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 北京知識産権法院、2024 年判例を公表 医薬・通信分野の画期的判断★★★

北京知識産権法院（知財裁判所）はこのほど、2024 年の注目すべき判例集「北京知識産権法院 2024 年度判例」（中英版）を発表した。特許や商標、著作権、独占禁止法など多岐にわたる分野から 8 件の重要判例を選んでいる。特に医薬品や通信技術、種苗、プラットフォーム経済など、新興産業のイ

ノベーションをめぐる画期的な判断が注目される。

特に注目されるのは、国内初となる事業者集中審査をめぐる独占禁止訴訟である。この裁判では、事業者集中が市場競争に与える影響に焦点を当て、司法判断と行政法執行の基準の一致を促進した。裁判の結果、条件付きで承認された事業者集中の影響を受け、難聴治療薬が医療保険品目リストに導入され、価格が40%以上引き下げられ、社会全体に利益をもたらしている。

また通信分野では、標準必須特許（SEP）をめぐる特許訴訟で、権利侵害の有無とライセンス料を同時に審理する法的要件を初めて明確化した。この対応により、世界的な通信企業2社の長年にわたる争いが円満に解決され、国際的な知財紛争解決の先例となった。

同法院は、重点産業のイノベーション保護や権利侵害行為の厳格な取り締まりを強化する姿勢を改めて示した。今後は毎年、前年度の典型判例を公表し、裁判基準の指針としての役割を強化し、法治に基づくビジネス環境の構築に貢献していく方針である。

（出典：国家知識産権網 2025 年 5 月 12 日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/5/12/art_55_199637.html

★★★2. 最高法院、植物新品種の知財保護を強化 勝訴率 90%、制度整備も進展★★★

最高人民法院（最高裁）はこのほど、植物新品種の知的財産保護に関する 2024 年の取り組み状況を公表した。昨年に審理を終えた関連事件が 167 件、うち約 9 割で権利者が勝訴し、その合法的權益が効果的に守られている実態が示された。

担当者によれば、裁判所はこの分野において保護の実効性を高めるとともに、保護の実効性強化、裁判基準の明確化、制度運用の改善、さらには関係機関との連携による広範な保護体制の構築といった多角的なアプローチを通じて、種苗知財の保護水準を引き上げてきた。

2019 年 1 月に設立された最高法院知的財産法廷は、植物新品種に関する控訴審事件を集中審理する専門機関であり、設立から現在までに 659 件を受理し、544 件を審理終了している。この間、全国の各級裁判所でも第一審の民事事件として 3100 件を新たに受理し、2877 件がすでに終結している。いずれも最高法院知財法廷の設立前と比較して大幅な増加となっている。

最高法院はこれまでに、植物新品種保護に関する 3 つの司法解釈を制定・改正したほか、ガイドラインとして 4 件の代表的判例を発表し、さらに過去 5 年連続で合計 65 件の典型事例を公表している。これらはすべて裁判所の判例データベースに登録され、実務上の指針として活用されている。

また、各地の裁判所では、地域の種苗産業の実情に応じた司法保護の新たなモデルづくりが進められている。さらに、最高法院は農業農村部との間で協力覚書を締結し、情報共有や業務連携を通じて、行政執行と司法裁判の効果的な連動の推進にも取り組んでいる。

（出典：中国知識産権資訊網 2025 年 5 月 7 日）

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=142316

★★★3. 北京知財司法保護が強化 2024 年は懲罰的賠償適用が 76.9%★★★

北京市高級人民法院（高裁）はこのほど、2024 年度における知的財産司法保護の状況を発表した。

北京市内の裁判所では昨年、新たに 5 万 8227 件の知的財産関連事件を受理し、6 万 7075 件を結審した。特に複雑な事案や新たな類型の事件、社会的注目を集めた案件において適切な司法判断が下されたことが注目される。

北京市高裁は 2022 年 4 月、「知的財産権侵害民事事件における懲罰的賠償適用ガイドライン」を制定し、適用要件や故意侵害の認定基準、損害賠償額の算定方法を明確にした。この指針を背景に、2024 年には 46 件の事件で懲罰的賠償が適用され、前年から 76.9% の大幅増加となった。中でも最高賠償額は 7056 万元に達し、知的財産権侵害に対する抑止効果が一層高まっている。

また、技術保護の分野では重要技術や新興産業に関連する特許事件が 3514 件処理され、一審の審理効率が世界トップクラスを維持している。さらに国家知識産権局（CNIPA）との連携が強化され、行政と司法が協力する体制が整備された結果、約 5900 件の訴訟が未然に防止されるなど、紛争予防にも顕著な成果を上げている。

北京市高裁は、知的財産保護を強化し、権利者の利益を守ることで、技術革新や経済発展を支える重要な役割を果たしている。

（出典：中国法院網 2025 年 4 月 27 日）

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2025/04/id/8811485.shtml>

★★★4. 最高人民法院、過去最高額の賠償命令 外国企業の品種権侵害を厳格保護★★★

中国最高人民法院（最高裁）は 4 月 25 日、フランスの種子大手リマグラン・ヨーロッパ（Limagrain Europe）が保有するトウモロコシ新品種「NP01154」の品種権侵害事件について、河南金某種業股份有限公司（以下、金某公司）に対し、侵害行為の差し止めと約 5,354.7 万元の賠償を命じる判決を言い渡した。

本件は、リマグランの関連企業である恒某種業有限公司（以下、恒某公司）が、金某会社が販売した 7 つの交配品種が「NP01154」を親本として無断使用していると主張したことから始まった。一審では金某会社が提出した検査報告書が証拠として認められ、訴えが退けられたものの、二審においては測定範囲の拡大手続や追加測定対象の選定が司法解釈および検査基準に合致しないと判断された。報告書の証拠能力が否定された結果、「NP01154」との親本同一性が認められ、品種権侵害が確定した。

最高裁は、金某会社の侵害行為が 5 年間にわたり大規模かつ故意的であったことを重視し、懲罰的賠償を適用した。さらに、本件の高度な専門性と複雑性を考慮し、恒某会社が負担した弁護士費用・鑑定費用・調査旅費など合理的費用 20 万元の全額賠償を認めた。確定賠償総額は 5,354.7 万元に達し、中国の植物新品種権侵害事件としては史上最高額となった。

本判決は、外国企業の知的財産権を平等に保護する中国司法の姿勢を鮮明に示すものである。また、侵害停止に関する具体的な要求の明確化や非金銭的給付義務の遅延履行金に関する基準を定めたことで、判決の全面的かつ迅速な履行を確保し、当事者が勝訴による利益を効果的に実現できるよう配慮されている。

（出典：最高人民法院公式サイト 2025 年 4 月 27 日）

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/463491.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 2024 年、中国の税関が知財侵害品 8000 万点を差し止め 知財保護強化の姿勢を継続★★★

中国税関総署が発表した「2024 年全国税関知的財産権保護執行状況」によれば、2024 年通年で、全国の税関は知的財産権保護措置を延べ 5 万 3200 回実施し、侵害の疑いがある貨物 4 万 1600 ロット、計 8160 万 5100 点を差し止めた。税関保護措置によって権利を守られた権利者は、58 の国・地域に及んでいる。

2024 年は、中国税関が知的財産権保護制度を導入してから 30 周年という節目の年であった。商標、特許、著作権など多様な権利が保護対象となる中、特に商標権侵害の取り締まりが中心を占め、摘発件数・物品数はそれぞれ全体の 99.5%、93.57%を占めている。一方で、特許権および著作権の保護も着実に成果を挙げており、差し止められた特許権侵害の疑いがある貨物は 24 万 9000 点（前年比 71.33%増）、著作権侵害の疑いがある貨物は 499 万 5900 点（同 393.61%増）と大幅な伸びを記録している。

さらに、インターネットを活用した新たな業態の発展に伴い、市場調達や越境 EC（電子商取引）分野での取り締まりも拡大している。2024 年には、全国の税関が越境 EC を通じた侵害被疑貨物を 2 万 5300 ロット、2027 万 3800 点差し止めた。特に越境 EC における取り締まりは、差し止め件数において 2024 年の税関執行で最多となり、デジタル経済の発展に伴う新たな課題への対応が進んでいることを示している。

（出典：海関総署公式サイト 2025 年 4 月 27 日）

<http://www.customs.gov.cn/customs/xwfb34/mtjj35/6484418/index.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 河北省、特許ナビゲーション成果を発表 産業発展の指針を提示★★★

河北省はこのほど、特許ナビゲーション成果発表イベントを開催した。低空経済、電子特殊ガス、新エネルギー（蓄電池）の三大産業に関する特許ナビゲーションの道筋を示す提案や、関連動画などの成果が発表された。

今回の成果発表では、特許、産業、イノベーション主体、政策環境など多次元のデータを関連付けて分析した。その結果、産業チェーンの核心技術や、特許チェーンと産業チェーン間の相互作用、さらに産業発展における特許競争力の優位性といった課題を深く解明した。これに加え、グローバルな競争構図、技術の進化経路、特許配置戦略といった視点から全体像を分析し、36 本の産業発展ルート提案、57 社の企業データ、および関連分野のイノベーション発展ルート提案を共有した。これらの成果は、電子特殊ガス、低空、蓄電産業のアップグレードや企業のイノベーションを支える意思決定の参考資料となる。

今後、河北省は特許ナビゲーション成果の実用化と応用を積極的に推進し、知的財産を活用して技術課題の克服や成果転化の迅速な実現を図るイノベーション・エコシステムの構築を目指す。また、重点産業のチェーン強化と効率向上に全力を注ぎ、経済の質の高い発展を支える基盤を提供する方針である。

(出典：国家知識産権網 2025 年 5 月 6 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/5/6/art_57_199504.html

★★★2. 中国、完全な AI 産業体系を形成 AI 特許出願件数が世界 1 位★★★

中国が人工知能 (AI) 分野で新たな進展を遂げた。最新統計によると、2025 年 4 月 9 日現在、中国の AI 関連特許出願件数は 157 万 6379 件に達し、世界全体の 38.58%を占めて首位を維持している。

産業構造を見ると、中国の AI 産業はすでに基礎層 (半導体チップなど)、フレームワーク層 (開発プラットフォーム)、モデル層 (大規模言語モデル)、アプリケーション層 (実用化製品) という完全な産業チェーンを形成している。これまでに業界標準 40 項目以上、国際標準 10 項目以上を策定するなど、技術面での主導権を確立した。

産業規模では、中国が世界の AI 市場の 10 分の 1 を占めるまでに成長した。国家級「専精特新」(専門化・精密化・特色化・新規性) に認定された AI 関連中小企業は 400 社を超え、技術革新の担い手として活躍している。

具体的な成果として注目されるのが、このほど発表された次世代スマート CNC システムだ。AI チップと大規模言語モデルを統合した世界初の数値制御システムで、工作機械の操作精度を 30%向上させるとともに、加工効率も 5-10%高めることができる。

AI 技術の応用範囲も広がり続けている。浙江省の病院では「全景インテリジェント病院」の構築が進められており、AI を活用した難病患者警告追跡システムを導入した。1 日 3 万件以上の検査報告書から高リスク患者を自動スクリーニングし、これまでに 1 万 8000 例以上を正確に識別している。

(出典：中国政府網 2025 年 4 月 27 日)

https://www.gov.cn/yaowen/shipin/202504/content_7021303.htm

○ 統計関連

★★★1. 江蘇省、知的財産担保融資が好調 3 ヶ月で 886 社に 50 億元超★★★

江蘇省知識産権局の発表によると、今年 1 月から 3 月までに、11 の協力銀行が「蘇知貸」プラットフォームを通じて 886 社の企業に対し総額 50 億 7380 万元の融資を実行した。全省の知財担保融資総額は 160 億元を突破し、1492 社の企業がその恩恵を受けている。特に、特許や商標を活用した普及型担保融資プロジェクトは 1501 件に達し、融資額は 104 億 7 千万元、対象企業は 1390 社に上った。

同省では 2023 年初め、全国に先駆けて知的財産権担保登記のオンライン申請試行事業を開始。その後、試行範囲を省内すべての金融機関に拡大し、融資手続きの利便性を大幅に向上させた。また、条件を満たす銀行機関が知的財産権の内部評価を行うことを支援し、科学技術型企業の特性に適し

た知財評価モデルの構築を推進している。

今後に向け、同省知識産権局は 2025 年度に向けた企業の知財担保融資ニーズの調査を開始した。調査項目には、希望融資額、既存の資金調達手段、コスト課題、意見要望などが含まれ、今後の銀行企業マッチングイベント開催に向けた基礎データとして活用される予定だ。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 5 月 8 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/js/202505/1991530.html>

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年 3 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます (※更新頻度は四半期に一度程度となります)。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved